

議案第158号
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要

1 人事院勧告に準じる改正

(1) 給料表、月額報酬表、日額報酬表 令和5年4月1日適用

若年層を中心に給料表の引き上げ改定を行う。

平均改定率

行政職給料表	+1.1%
消防職給料表	+1.2%
医療職給料表(一)	+0.5%
医療職給料表(二)	+1.5%

※月額報酬表、日額報酬表については、行政職給料表の改定に準じて改定を行う。

(2) 期末勤勉手当 令和5年12月1日適用(令和5年度分のみ)

再任用職員以外の職員について、令和5年12月期の期末勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げ、令和6年度以降は、引上げ分を6月期と12月期に振り分ける。

再任用職員については、令和5年12月期の期末勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げ、令和6年度以降は上記と同様に引上げ分を6月期と12月期に振り分ける。詳細は下表のとおり。

再任用職員以外の職員

	令和5年度					令和6年度以降		
	改正前		改正後			改正後		
	期末	勤勉	期末	勤勉	差	期末	勤勉	差
6月期	1.2月分	1.0月分	1.2月分	1.0月分	-	1.225月分	1.025月分	+0.05月分
12月期	1.2月分	1.0月分	1.25月分	1.05月分	+0.1月分	1.225月分	1.025月分	-0.05月分
年間計	4.4月分		4.5月分		+0.1月分	4.5月分		-

再任用職員

	令和5年度					令和6年度以降		
	改正前		改正後			改正後		
	期末	勤勉	期末	勤勉	差	期末	勤勉	差
6月期	0.675月分	0.475月分	0.675月分	0.475月分	-	0.6875月分	0.4875月分	+0.025月分
12月期	0.675月分	0.475月分	0.7月分	0.5月分	+0.05月分	0.6875月分	0.4875月分	-0.025月分
年間計	2.3月分		2.35月分		+0.05月分	2.35月分		-

2 その他の改正

(1) 在職者調整

令和5年4月1日に行政職給料表のうち、1級に10号給を継ぎ足した(65号給→75号給)ことによる令和5年4月1日以前に採用した職員との権衡上の観点から、必要な範囲内で号給を調整する。

(2) 会計年度任用職員への勤勉手当の支給

地方自治法の改正に伴い、令和6年度より会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。

3 施行日

給料表、月額報酬表、日額報酬表、令和5年度12月期の期末勤勉手当及び在職者調整の改正は公布の日から施行し、給料表、月額報酬表、日額報酬表の改正ならびに在職者調整は令和5年4月1日から、期末勤勉手当の改正は令和5年12月1日から適用する。

令和6年度以降の期末勤勉手当に関する改正は令和6年4月1日から施行する。